

平成 27 年 4 月 15 日

平成 27 年(ワ)第 28 号 表現の自由及び参政権侵害事件
(平成 25 年(ワ)第 137 号)

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部 民事



原告 岩崎 信

被告 延岡市 代表者 市長 首藤 正治
住所 882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1
電話 0982-34-2111

被告への送達について

本日午後 1 時 10 分頃、被告への送達について、郵券が不足するので追加して欲しい旨の電話がありました。

平成 25 年(ワ)第 137 号の前回口頭弁論期日において、本件準備書面が被告にも届いており、被告も承知しています。

これまでと同様に、被告に電話すれば取りに来るのではないのでしょうか。

裁判所にも顕著な事実です。

特別送達にしなければならないという規則はないのではないのでしょうか。

郵便切手は本日発送しましたが、使用する必要のないものでしたら、後日返還願います。

以上